

# 北海道公立小中学校教職員広域人事実施要項

(平成22年10月14日教育長決定)

(平成24年9月24日一部改正)

(平成26年10月3日一部改正)

(平成29年7月27日一部改正)

(令和元年6月1日一部改正)

## 1 目的

教職員の全道的な適正配置を推進することにより、地域における学力向上や生徒指導等教育課題の改善に取り組み、もって、全道的な教育水準の維持向上を図ることを目的とする。

## 2 実施方法

広域人事の実施に当たっては、(1)、(2)及び(3)を基本とするが、(4)についても実施することができるものとする。

(1) 全道14管内を隣接する5地区に区分し、当該地区内の異動とする。

なお、地区内の異動に当たっては、教職員の平均年齢の高い管内(以下「年齢の高い管内」という。)と平均年齢の低い地域を有する管内(以下「年齢の低い管内」という。)との間での異動

を基本とする。

区 分	年齢の高い管内	年齢の低い管内
道央地区 (空知、石狩、後志)	石狩教育局管内	後志教育局管内
道南A地区 (胆振、日高)	胆振教育局管内	日高教育局管内
道南B地区 (渡島、檜山)	渡島教育局管内	檜山教育局管内
道北地区 (上川、留萌、宗谷、オホーツク)	上川教育局管内	留萌、宗谷及びオホーツク教育局管内
道東地区 (十勝、釧路、根室)	十勝教育局管内	釧路及び根室教育局管内

(2) 石狩管内と北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考実施要領で地域枠として指定した管内(日高、宗谷及び根室教育局管内)との間での異動

(3) 空知教育局管内(年齢の高い管内)と日高教育局管内との間での異動

(4) (1)、(2)及び(3)以外の管内を異にする異動

## 3 対象者

教諭のうち、次に掲げる者とする。

(1) 年齢の高い管内にあっては、中堅教諭等資質向上研修を修了した者で、かつ、45歳以下の者を原則とし、中堅教諭等資質向上研修を修了していない者及び46歳以上の者については個別に協議する。

(2) 年齢の低い管内にあっては、少なくとも1校に勤務した者で、かつ、中堅教諭等資質向上研修を修了していない者

#### 4 対象者の推薦及び決定

(1) 市町村教育委員会教育長は、広域人事候補者推薦書（別記第1号様式）を作成し当該市町村の所在する地域を管轄する教育局長に提出するものとする。

(2) (1)の規定により提出された推薦書を受理したときは、教育局長は、意見を付して教職員局長あて提出するものとする。

(3) 教職員局長は、広域人事候補者として認定したときは、教育局長を経由して、市町村教育委員会あて通知するものとする。

#### 5 異動発令

北海道教育委員会は、この要項の目的が達成できる学校に広域人事候補者を発令するものとする。

#### 6 広域人事の実施期間

原則3年とする。

#### 7 広域人事実施後の取扱い

(1) 広域人事終了後は、異動元の管内で勤務するものとする。

(2) 教育局長は、広域人事終了者について人事施策上考慮するものとする。

#### 8 その他

(1) その他、必要な調整は本庁が行うものとする。

(2) この要項に定めるもののほか、本要項の実施に関し必要な事項は、教職員局長が別に定めるものとする。